

第1回みよし市公の施設におけるヘイトスピーチ防止のためのガイドラインの策定に係る有識者会議

と き 令和8(2026)年7月31日(金)
午後2時から
ところ 市役所3階 研修室5

1 あいさつ

2 自己紹介

3 要綱について

4 議事

(1) 公の施設におけるヘイトスピーチ防止のためのガイドライン策定の背景と課題

(2) 公の施設におけるヘイトスピーチ防止のためのガイドライン(案)について

みよし市公の施設におけるヘイトスピーチ防止のためのガイド ラインの策定に係る有識者会議出席者名簿

(敬称略)

所 属	肩 書	氏 名
名城大学法学部	教 授	近 藤 敦
青木・杉山・成瀬法律事務所	弁護士	青 木 有 加
特定非営利法人トルシーダ	代 表	伊 東 淨 江

【事務局】

所 属	肩 書	氏 名
総務部	部 長	城 千穂子
総務部	次 長	近 藤 晋
総務部 協働推進課	課 長	瀧 元 信 吾
総務部 協働推進課多文化共生推進室	室 長	三 崎 美智子
総務部 協働推進課多文化共生推進室	主任主査	金 丸 善一郎
総務部 協働推進課多文化共生推進室	主 事	國 井 楓 華

市長公室 法務マネジメント室	室 長	土 屋 悟
市長公室 法務マネジメント室	副主幹	鈴 木 寛 之

みよし市公の施設におけるヘイトスピーチ防止のためのガイドラインの策定に係る有識者会議に関する要綱

(趣旨)

第1条 本市の公の施設における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号。以下「法」という。）の規定を踏まえた施策の推進に当たり、外部の視点からの意見又は助言を求めるため、みよし市公の施設におけるヘイトスピーチ防止のためのガイドラインの策定に係る有識者会議（以下「会議」という。）を開催することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 本市の公の施設における法の規定を踏まえたヘイトスピーチ防止のためのガイドラインの策定に関すること。
- (2) その他市長が意見を求める必要があると認めること。

(出席者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、会議への出席を依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 弁護士
- (3) 関係団体の代表者

(会議の運営)

第4条 会議の参加者は、その互選により会議を進行する座長を定めることができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 市長は、やむを得ない理由により会議の開催が困難な場合においては、事案の詳細を記載した文書を、会議の出席を予定している者に送付し、その意見又は助言を徴し、その結果をもって会議の開催に代えることができる。

(謝礼)

第5条 会議の出席者には謝礼として第3条第2号に掲げる者には1回につき20,000円を、同条第1号に掲げる者及び同条第3号に掲げる者には1回につき7,000円を支払うものとする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、総務部協働推進課多文化共生推進室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和８年６月９日から施行する。

「みよし市公の施設におけるヘイトスピーチ防止のためのガイドライン」策定について

【背景】

みよし市は総人口61,132人、うち外国人3,122人（2026.7.1現在）と外国人居住割合が5%を超え、県内でも高い割合となっています。今後も基幹産業である自動車関連産業を中心に貴重な労働力として外国人の需要は益々高まることが想定されます。

現在、本市では、ヘイトスピーチ等の差別的事案は確認されていませんが、外国人住民の増加に伴い、今後ヘイトスピーチを目的とした施設利用が行われるおそれも否定できません。市としてヘイトスピーチを許さないという明確な姿勢を示す観点から、本ガイドラインを策定することとしました。

1. 基本方針（法の遵守）

- 公共性と公平性：公の施設はすべての住民が利用できる場所であり、地方自治法第244条第2項の趣旨に基づき、原則として利用を拒否することができない。
- 他団体との整合性：施設の利用制限は、愛知県をはじめ本市周辺の自治体で既に運用を始めており、利用者目線に立ち他団体との整合性を図る必要がある。
- 思想信条への配慮：主催者の思想・信条や主張内容そのものを理由として利用を制限することはしない。

2. 課題

①みよし市の状況に合った利用制限の手段とは

2016年に国が施行した「ヘイトスピーチ解消法」に基づきガイドラインを策定するが、同法は地方公共団体に対し、「当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努める」とある。現在差別的事案が確認されていない本市で利用制限のガイドラインを策定することは、公の施設利用拒否を禁じる地方自治法第244条2項に抵触しないか。

②策定するにはどの程度の要件（警告、不許可、条件付き等）を設けることが本市にふさわしいのか。

③利用許可を要しない施設の対応について。

みよし市公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための利用手続きに関するガイドライン(案)

1 策定趣旨

平成28年6月3日、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）が公布・施行され、同法第4条第2項において、「地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする」と定められた。

公の施設は「住民の福祉を増進する目的」で設けられており、地方自治法第244条第2項では、「普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではない。」とされ、同条第3項では、「普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。」と規定している。したがって、市の公の施設について利用許可申請があった場合は、各施設管理者は、許可することが原則となる。しかしながら、ヘイトスピーチは、公の施設の本来の目的である「住民の福祉」を脅かすものであり、本市として容認することはできない。ヘイトスピーチが行われることが、客観的な事実に照らし、具体的に明らかに予測される場合には、利用を制限するなど厳正に対応するものとする。

そのため、本市の公の施設においてヘイトスピーチ解消法第2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」が行われるおそれがある場合において、施設管理者が各施設の設置や管理に関する条例等に基づく利用制限の適用について、解釈・運用する際に拠るべき基準として策定するものである。

2 対象となる施設

対象となる施設は、地方自治法第244条第1項で規定する「公の施設」であり、本市の設置・管理条例で定めるもの（指定管理者制度を導入したものを含む。）とする。

3 ヘイトスピーチの定義

(1) このガイドラインにおけるヘイトスピーチとは、ヘイトスピーチ解消法第2条の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」をいう。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
(定義)

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をい

う。

(2) 個別具体の言動がヘイトスピーチ解消法に基づく「不当な差別的言動」に該当するかどうかの判断に当たっては、ヘイトスピーチ解消法第2条の解釈に関する考え方として、法務省人権擁護局から、2016年12月27日に、典型的な具体例、該当性を判断する際の留意事項として、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に係る参考情報（その2）（以下「参考情報」という。）が示された。

この参考情報では、以下のとおり、ヘイトスピーチの典型的な例と考えられるものとして3つの類型が挙げられており、次の言動がヘイトスピーチに「該当し得ると考えられる」としている。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に係る参考情報（その2）

◆「本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知」することについては、一般に、害悪の告知を内容とする脅迫的言動を指すものと解される。

例：「〇〇人は殺せ」「〇〇人を海に投げ入れろ」「〇〇人の女をレイプしろ」

◆「本邦外出身者を著しく侮辱する」ことについては、一般に、本邦外出身者を見下し蔑む言動のうち、その程度が著しいものが該当すると解される。

例：特定の国又は地域の出身である者について蔑称で呼ぶ。

差別的、軽蔑的な意味合いで「ゴキブリ」などの昆虫、動物、物に例える。

◆「本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する」言動については、一般に、本邦外出身者を我が国の地域社会から排除し排斥することをあおり立てることを指すと解される。

例：「〇〇人はこの町から出ていけ」「〇〇人は祖国へ帰れ」

「〇〇人は強制送還すべき」

ただし、この参考情報は、「典型的な例と考えられるものを示すにとどめる」としており、どのような言動がヘイトスピーチに該当するかについては、事案ごとに、言動の背景、前後の文脈、言動の趣旨等の諸事情を個別具体的に判断する必要がある。

4 利用許可申請内容の判断

(1) 公の施設の設置や管理に関する条例に基づく施設の利用等に関する規定に基づき利用制限を行う。また、利用制限の要件は、申請にかかるウェブページに掲載するとともに、申請窓口に提示したりする等して、広く一般に公開しておくこと。

(2) 各施設管理者は、利用許可申請書の記載内容から、ヘイトスピーチが行われるおそれがない場合は、許可をする。

(3) 利用制限の要件

「ヘイトスピーチ」が行われることが、客観的な事実にも照らし、具体的に明らかに予

測される場合。

※申請書の記載内容だけでなく、団体側の情報発信（インターネット上の告知内容等）等を確認するほか、当該申請者・団体の性質、活動履歴等の客観的な事実にも照らし、総合的に判断。

- (4) 利用制限の判断および手続の公正性・公平性・透明性を担保するため、有識者から意見聴取を行う有識者会議を開催（書面開催含む）し、専門的見地から意見を求める。

(5) 利用制限の実施

ア 不許可

施設管理者（指定管理者を含む。イにおいて同じ。）は、所管施設の利用申請において、(3)の利用制限の要件に該当すると判断した時は、有識者から意見聴取した上で、総合的に斟酌して不許可とすることができる。

なお、施設管理者は市行政手続条例第8条第1項に基づき、理由を示すこと。

イ 許可の取消

施設管理者は、所管施設の使用の許可を決定した後に、(3)の利用制限の要件に該当すると判断したときは、有識者から意見聴取した上で、市行政手続条例13条第1項に基づき聴聞の手続を取り、許可を取り消すことができる。

なお、施設管理者は市行政手続条例第14条第1項に基づき、理由を示すこと。

5 利用許可後から利用当日までの対応

集会等でヘイトスピーチが行われるおそれがないか、必要に応じてチラシ、ウェブページ等で情報収集すること。

6 利用当日の対応

- (1) ヘイトスピーチが行われていないか、必要に応じ、利用状況を確認すること。
- (2) 利用状況を確認した結果、ヘイトスピーチが認められた場合は、許可を受けた者に対し、ヘイトスピーチをやめるよう口頭で求め、これに従わないときは、「指示書（様式1）」を手交すること。
- (3) (2)の指示に従わない場合は、許可を受けた者に対し、施設の利用をやめるよう「中止命令書（様式2）」を手交すること。中止命令を行う際には、利用者の身体、展示物等に触れるなど、実力を行使しての中止は行わないこと。
- (4) 集会等が、ある相当程度継続する場合は、行政手続条例上の手続を行った上で利用許可を取り消すこと。
- (5) ヘイトスピーチが行われたとき（判断に迷うものを含む。）は、その事実を録音・録画等により、記録として残しておくこと。

7 利用許可を要しない施設の対応

- (1) ヘイトスピーチが行われていないか、必要に応じ、利用状況を確認すること。

- (2) 利用状況を確認した結果、ヘイトスピーチが認められた場合は、公の施設を利用した者に対し、ヘイトスピーチをやめるよう口頭で求め、これに従わないときは、「指示書（様式3）」を手交すること。
- (3) (2)の指示に従わない場合は、各施設の設置や管理に関する条例に基づき、公の施設を利用した者に対し、施設の利用をやめるよう「退去命令書（様式例4）」を手交すること。退去命令を行う際には、利用者の身体、展示物等に触れるなど、実力を行使しての中止は行わないこと。なお、ヘイトスピーチに該当するか判断に迷うときは、無理に中止を求めないこと。
- (4) ヘイトスピーチが行われたとき（判断に迷うものを含む。）は、その事実を録音・録画等により、記録として残しておくこと。

8 多文化共生担当課への相談・報告

- (1) 各施設管理者は、本ガイドラインの運用に関して、多文化共生担当課に相談することができる。
- (2) 各施設管理者は、利用当日に「指示書」「中止命令」「退去命令」の手交を行った場合には、多文化共生担当課に対して当該案件の概要等を報告するものとする。
- (3) 多文化共生担当課は、(2)で受けた報告について、有識者会議を開催し、専門的見地から意見を求める。
- (4) 指定管理者は、所管課をととして相談・報告をすること。

9 留意事項

- (1) やむを得ず「不許可」や「許可の取消」等の利用制限を行う場合は、日本国憲法の保障する表現の自由及び権利を不当に侵害しないように留意し、かつ、恣意的な運用とならないよう、また、正当な表現行為を萎縮させないよう、理由や手続等を申請者に明らかにすること。
- (2) ヘイトスピーチが行われることに起因して、他の利用者に危害又は迷惑を及ぼす可能性があり、各施設の管理に支障が生じる事態が明らかに予想される場合には、4の判断基準に加え、各施設の定める審査基準により、不許可などの対応をすることを妨げない。

10 本ガイドラインの適用時期

本ガイドラインは、2027年4月1日から施行する。

(様式1)

第 号
年 月 日

指 示 書

住所

氏名

様

施設管理者

〇〇長

下記の行為は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」第2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当します。よって、〇〇規則第〇条の規定に基づき、〇年〇月〇日付け第〇号の利用許可書に記載の利用時間内において、不当な差別的言動を行わないように指示します。

記

1 行為日時 年 月 日 時分頃

2 行為場所

3 具体的内容

4 不当な差別的言動の該当性

☐ 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加える旨を告知すること

☐ 本邦外出身者を著しく侮蔑すること

☐ その他、本邦外出身者を地域社会から排除することを扇動すること

(様式2)

第 号
年 月 日

中止命令書

住所

氏名 様

施設管理者

〇〇長

下記の言動について、指示書（〇〇年〇月〇日付け第〇号）により指示を行いました
が、指示に従わなかったため、〇〇施設設置条例第〇条の規定に基づき、〇〇年〇月〇
日付け第〇号の利用許可書に係る利用の中止を命じます。

記

1 行為日時 年 月 日 時 分頃

2 行為場所

3 具体的内容

4 不当な差別的言動の該当性

☐ 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加える旨を告知する
こと

☐ 本邦外出身者を著しく侮蔑すること

☐ その他、本邦外出身者を地域社会から排除することを扇動すること

(備考)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から
起算して3箇月以内に、みよし市長に対して審査請求することができます。

2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったこと
を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、みよし市を被告としてこの処分の取
消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において、みよし市を代表する者
は、みよし市長となります。）。

3 1の審査請求をした場合、その審査請求に対する決裁があったことを知った日の翌
日から起算して6箇月以内に、みよし市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提
起することができます（この訴訟において、みよし市を代表する者は、みよし市長
となります。）。

(様式3)

第 号
年 月 日

指 示 書

住所

氏名

様

施設管理者

〇〇長

下記の行為は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」第2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当します。よって、〇〇規則第〇条の規定に基づき、不当な差別的言動を行わないように指示します。

記

1 行為日時 年 月 日 時分頃

2 行為場所

3 具体的内容

4 不当な差別的言動の該当性

☐ 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加える旨を告知すること

☐ 本邦外出身者を著しく侮蔑すること

☐ その他、本邦外出身者を地域社会から排除することを扇動すること

(様式4)

第 号
年 月 日

退去命令書

住所

氏名 様

施設管理者

〇〇長

下記の言動について、指示書（〇〇年〇月〇日付け第〇号）により指示を行いました
が、指示に従わなかったため、〇〇施設設置条例第〇条の規定に基づき、退去を命じま
す。

記

1 行為日時 年 月 日 時 分頃

2 行為場所

3 具体的内容

4 不当な差別的言動の該当性

☐ 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加える旨を告知する
こと

☐ 本邦外出身者を著しく侮蔑すること

☐ その他、本邦外出身者を地域社会から排除することを扇動すること

(備考)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から
起算して3箇月以内に、みよし市長に対して審査請求することができます。

2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったこと
を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、みよし市を被告としてこの処分の取
消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において、みよし市を代表する者
は、みよし市長となります。）。

3 1の審査請求をした場合、その審査請求に対する決裁があったことを知った日の翌
日から起算して6箇月以内に、みよし市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提
起することができます（この訴訟において、みよし市を代表する者は、みよし市長
となります。）。

【公の施設の利用許可に係るフロー図】

